

銚子市の福祉活動

1 銚子市社会福祉協議会の役割と活動について

(1) 銚子市社会福祉協議会の成り立ちと法人化

銚子市においては、戦後まもなく海外引揚者、戦没者遺族、戦災者援護のため、社会福祉協議会の前身として、恩賜財団同胞援護会銚子市支部が結成されましたが、昭和26年3月社会福祉事業法制定による銚子市社会福祉協議会発足(同年10月)に伴い、解散となりました。

現在の社会福祉協議会は、昭和26年10月1日、当時の社会福祉事業関係者を中心に組織された民間団体として発足し、当初は市福祉事務所の職員が業務を兼務していました。発足当初の主な事業は、戦災孤児や引き上げ者等援護活動、低所得階層の援護、民生委員との協働活動、共同募金運動等でしたが、昭和34年からは、福祉事務所と共同で児童相談事業を開始し、昭和36年には、心配ごと相談所を開設、昭和40年代初めからは家庭奉仕事業、昭和50年代始めには、市からの委託事業として、生活資金・高額療養費貸付事業を開始するなど、事業展開を進めてきました。

しかしながら、社会福祉政策の進展及び社会情勢の著しい変化に伴い、地域における福祉活動の中核となる社会福祉協議会の強化が急務となり、昭和53年、従来の任意団体としての社会福祉協議会を発展的に解消し、より一層の社会福祉活動の充実を図ることを目的に、法人化された社会福祉法人銚子市社会福祉協議会が新たに発足しました。

その後の活動としては、住民の福祉課題を解決する地域の草の根的活動を先駆的に展開してきました。また、主な事業としては、社会福祉事業の調査研究・総合的企画・連絡調整助成、社会福祉・保健衛生事業の普及、宣伝、共同募金事業への協力等を実施するなど、様々な分野で住民福祉の増進に関与してきました。

(2) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により、地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置づけられています。また、社会福祉協議会は、住民参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくりなど、地域が抱える様々な問題を、専門家や関係団体等と一体となって解決しようとする公共性、公益性の高い非営利団体であり、行政と協働した自主的活動やボランティア活動拠点としての役割を担っています。

(3) 活動の基本方針

「すべての市民が健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目標とし、住民主体の福祉活動組織(ネットワーク事業)の充実強化や関係機関、団体との連携を密にした地域福祉活動を積極的に展開します。また、住民の理解と協力による在宅福祉活動

の推進やボランティア活動への援助等も実施していきます。

(4) 主な活動内容

- ①社会福祉大会
- ②結婚50周年記念祝賀会
- ③地域ぐるみ福祉ネットワーク事業
- ④ボランティア団体等への活動支援
- ⑤福祉テレホンサービス
- ⑥赤い羽根募金事業
- ⑦市民バザール事業
- ⑧善意銀行の運営
- ⑨交通遺児激励見舞金事業
- ⑩心配ごと相談所の運営
- ⑪福祉機器貸出事業(車いす)
- ⑫生活資金・高額療養費・出産育児費貸付事業
- ⑬日常生活自立支援事業
- ⑭銚子市民生委員児童委員協議会事務局の運営
- ⑮銚子市保護司会事務局の運営

2 地域福祉を取り巻く現状と課題

現在、社会福祉協議会においては、主体的に各種事業を展開し、地域の福祉推進に努めています。特に、ボランティア活動の推進については、無償ボランティアとして13地区社協において、独居老人友愛訪問や施設慰問、ふれあいいきいきサロン等を実施するとともに、豊里地区においては、有償ボランティアとして「ふれあい豊里21」が活動を行っています。

また、団体、個人の無償ボランティアにおいても、青少年の非行防止や更正の援助、労力奉仕、施設慰問等幅広い活動を実施しており、社会福祉協議会も当該活動の支援、連絡調整を行っていますが、地域に密着したきめ細かな福祉活動には至っていません。千葉県においては、「地域福祉支援計画」が策定され、人の力と地域のつながりが信じられる地域社会の構築を目指しています。銚子市においても、今後、社会福祉協議会を中心としてNPO、医療法人、学校など、幅広い団体の参加により「地域福祉フォーラム」を設置し、真の福祉のあり方、取り組み方を検討していきたいと考えています。